

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する件について（案）

1. 改正の経緯

- 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 112 号）（以下「家庭用品規制法」という。）第 4 条第 1 項において、厚生労働大臣は、厚生労働省令で、家庭用品を指定し、その家庭用品について、有害物質の含有量、溶出量又は発散量に関し、必要な基準を定めることができると規定されており、同法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第一において具体的な基準を定めている。
- 施行規則別表第一の「基準」の項目中には、①基準及び②有害物質の含有量等を測定するための公定の試験法が定められているが、省令の改正には時間を要し試験法の変更が柔軟に行うことができないといった問題点も指摘されている。さらに、分析技術の進歩や、分析に必要な試薬や器具等の入手困難になる可能性等を考慮の上、適時適切に対応できることが必要と考えられる。
- このため、今回の改正においては、施行規則別表第一の「基準」の表の見直しを行い、②有害物質の含有量等を測定するための公定の試験法を別途定める通知に移行させ、①基準のみに簡略化した形で規定する改正を行いたい。

2. 改正（案）

（1） 施行規則別表第一における基準の表の見直し

具体的な「基準」の項目の見直し内容は、以下の表の右欄のとおりとしたい。なお、試験法については、資料 2-2 に示すとおり別途通知で示す。

| 有害物質 | 家庭用品 | 基準 |
|--|---|--|
| アゾ化合物(化学的変化により容易に生成する 4-アミノジフェニル、オルト-アニシジン、オルト-トルイジン、4-クロロ-2-メチルアニリン、2, 4-ジアミノアニソール、4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル、4, 4'-ジアミノジフェニルス | (1)アゾ化合物を含有する染料が使用されている繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット及び関連製品 (2)アゾ化合物を含有する染料が使用されている革製品(毛皮製品を含む。)のうち、下着、手袋、中衣、 | 試料 1 gあたり化学的変化により容易に生成する 4-アミノジフェニル、オルト-アニシジン、オルト-トルイジン、4-クロロ-2-メチルアニリン、2, 4-ジアミノアニソール、4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル、4, 4'-ジアミノジフェニルスルフィド、4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェ |

| | | |
|--|---|---|
| <p>ルフィド、4, 4' -ジアミノ-3, 3' -ジメチルジフェニルメタン、2, 4-ジアミノトルエン、3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン、3, 3' -ジクロロベンジジン、2, 4-ジメチルアニリン、2, 6-ジメチルアニリン、3, 3' -ジメチルベンジジン(別名オルトトリジン)、3, 3' -ジメトキシベンジジン、2, 4, 5-トリメチルアニリン、2-ナフチルアミン(別名ベータナフチルアミン)、パラクロロアニリン、ベンジジン、2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン、2-メチル-5-ニトロアニリン、4, 4'-メチレンジアニン、2-メトキシ-5-メチルアニリン又はパラフェニルアゾアニリンを生成するものに限る。)</p> | <p>外衣、帽子及び床敷物</p> | <p>ニルメタン、2, 4-ジアミノトルエン、3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン、3, 3' -ジクロロベンジジン、2, 4-ジメチルアニリン、2, 6-ジメチルアニリン、3, 3' -ジメチルベンジジン(別名オルトトリジン)、3, 3' -ジメトキシベンジジン、2, 4, 5-トリメチルアニリン、2-ナフチルアミン(別名ベータナフチルアミン)、パラクロロアニリン、ベンジジン、2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン、2-メチル-5-ニトロアニリン、4, 4'-メチレンジアニン、2-メトキシ-5-メチルアニリン又はパラフェニルアゾアニリンのそれぞれの量は 30 µg以下であること。</p> |
| <p>塩化水素又は硫酸</p> | <p>住宅用の洗剤で液体状のもの。(塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物を除く。)</p> | <p>酸の量として 10%以下であること。</p> |
| <p>塩化ビニル</p> | <p>家庭用エアゾール製品</p> | <p>検出されないこと。</p> |
| <p>4,6-ジクロル-7-(2,4,5-トリクロルフエノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール (略称:DTTB)</p> | <p>繊維製品のうち、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具及び床敷物 家庭用糸</p> | <p>試料1 gあたり 30 µg以下であること。</p> |
| <p>ジベンゾ[a,h]アントラセン</p> | <p>(1)クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤 (2)クレオソート油及びその混合物</p> | <p>(1)試料1 gあたり 10 µg以下であること。 (2)試料1 gあたり 3 µg以下</p> |

| | | |
|--|---|----------------------------|
| | で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材 | であること。 |
| 水酸化カリウム又は水酸化ナトリウム | 家庭用の洗剤で液体状のもの（水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムを含有する製剤たる劇物を除く。） | アルカリの量として 5%以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 家庭用エアゾール製品 家庭用の洗剤 | 0.1 w/w%以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 家庭用エアゾール製品 家庭用の洗剤 | 0.1 w/w%以下であること。 |
| トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド (略称:APO) | 繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物 | 検出されないこと。 |
| トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト (略称:TDBPP) | 繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物 | 検出されないこと。 |
| トリフェニル錫化合物 | 繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした 家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワックス くつ墨及びくつクリーム | 試料1 gあたり錫として 10 µg以下であること。 |
| トリブチル錫化合物 | 繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした 家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワックス くつ墨及びくつクリーム | 試料1 gあたり錫として 10 µg以下であること。 |
| ビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物 | 繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物 | 検出されないこと。 |
| ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン (別名:デイルドリン) | 繊維製品のうち、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具及び床敷物 家庭用毛糸 | 試料1 gあたり 30 µg以下であること。 |
| ベンゾ[a]アントラセン | (1)クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤 | (1)試料1 gあたり 10 µg以下であること。 |

| | | |
|-----------|--|--|
| | (2)クレオソート油及びその混合物 | (2)試料1 gあたり3 µg以下であること。 |
| ベンゾ[a]ピレン | (1)クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤 (2)クレオソート油及びその混合物 | (1)試料1 gあたり10 µg以下であること。 (2)試料1 gあたり3 µg以下であること。 |
| ホルムアルデヒド | (1)繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具であつて、出生後24月以内の乳幼児用のもの (2)繊維製品のうち、下着、寝衣、手袋及びくつした(出生後24月以内の乳幼児用のものを除く。)、たび並びにかつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤 | (1)別に試験法で定める吸光度差が0.05以下又は試料1 gあたり16 µg以下であること。 (2)試料1 gあたり75 µg以下であること。 |
| メタノール | 家庭用エアゾール製品 | 5 w/w%以下 |
| 有機水銀化合物 | 繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした 家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワックス くつ墨及びくつクリーム | 試料1 gあたり水銀として1 µg以下であること。 |

3. 改正時期

令和3年度冬公布(予定)

令和4年度冬(公布から1年後)施行(予定)

4. 試験法通知の今後の改正方法

試験法は別途通知で示す(以下「試験法通知」という。)こととなるが、試験法通知の改正時は、以下の通り行う。

- ① 家庭用品安全対策調査会の意見を聴取する。
- ② パブリックコメントの実施を行った上で改正する。また、試験法の内容は厚生労働省のウェブサイト等で公表する。

(参考) 家庭用品規制法 (抄)

(家庭用品の基準)

第4条 厚生労働大臣は、保健衛生上の見地から、厚生労働省令で、家庭用品を指定し、その家庭用品について、有害物質の含有量、溶出量又は発散量に関し、必要な基準を定めることができる。

2 厚生労働大臣は、保健衛生上の見地から、厚生労働省令で、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物である有害物質を含有する家庭用品を指定し、その家庭用品について、その容器又は被包に関し、必要な基準を定めることができる。

3 厚生労働大臣は、前2項の規定により基準を定めようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くとともに、消費者庁長官及び当該家庭用品についての主務大臣に協議しなければならない。